

事業所税

申告の手引き

千葉縣市川市

令和元年9月1日改訂

目 次

1. 事業所税について	1
2. 事業所税の使途	2
3. 課 税 団 体	2
4. 課 税 客 体	3
5. 納 税 義 務 者 等	4
○ 特殊関係者等のみなし共同事業	
6. 課 税 標 準	6
7. 非 課 税	1 0
8. 課税標準の特例	1 9
9. 減 免	2 4
1 0. 税 率・税 額	2 8
1 1. 免 税 点	2 8
1 2. 税額のない方の申告及びその他の申告	2 9
1 3. そ の 他	3 0
(1) 延 滞 金	3 0
(2) 加 算 金	3 1
(3) 更正の請求	3 1
1 4. 申告書の書き方	3 2
1 5. 申告書の提出	4 6
1 6. 納 付 場 所	4 6

1. 事業所税について

事業所税は、人口・企業が集中している大都市の都市環境の整備に必要な財政需要を賄うための目的税として、昭和 50 年 3 月 31 日地方税法の改正により創設され本市においても昭和 51 年 10 月 1 日より課税団体となりました。

事業所税は、その設立の趣旨から、大都市地域における行政サービスと企業の事業活動との間の受益関係に着目し、これらの地域に所在する事務所又は事業所に対して、その事業活動を一定の外形標準によってとらえて課税するものです。

	事業所税	
	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所床面積	算定期間中に支払われた従業者給与総額
税率	1 平方メートルにつき 600 円	従業者給与総額の 100 分の 0.25
免税点	床面積 1,000 m ² 以下	従業者数 100 人以下
課税標準の算定期間	法人 事業年度 個人 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
申告納付期限	法人 事業年度終了の日から 2 月以内 個人 翌年の 3 月 15 日まで	

(注) この「手引き」において、「法」とは地方税法、「令」とは地方税法施行令、「則」とは地方税法施行規則をいいます。

2. 事業所税の使途（法第701条の73）

事業所税は、次の事業のために使われます。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業

3. 課税団体（法第701条の31第1項第1号、第735条）

【平成30年7月1日現在】

- (1) 東京都（特別区の存する区域）
- (2) 地方自治法第252条の19第1項の市（20市）
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、
静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、
北九州市、福岡市、熊本市
- (3) (2) 以外の市で首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市（8市）
武蔵野市、三鷹市、川口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市、守口市
- (4) (2) 及び (3) 以外の市で人口30万人以上の市で政令で指定した市（48市）
旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、
川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、
横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、
一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、
枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、
松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

4. 課 税 客 体

事業所税の課税客体は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において法人又は個人の行う事業です。

（1） 事業所等とは

事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

事務所・店舗・工場等のほか、これに付属する倉庫・材料置場・作業所等も事業所等の範囲に含みますが、社宅・社員寮等の住宅は含みません。

- ① 人的設備がない無人倉庫等の施設も管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。
- ② 設置期間が2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所・仮小屋等は継続して事業を行う目的で設置されるものではないため、事業所等とは扱いません。
- ③ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものは、事業所として扱いません。

（2） 一の事業所とは

一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一構内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所等となります。また、近接した二以上の場所で経済活動が行われる場合でも、単なる分館的なものであるときは、両者を合わせ一の事業所等とします。

（3） 事業所等において行われる事業とは

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係わるすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も事業に含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又は区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、たとえば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

5. 納 税 義 務 者 等

※ 納税義務者は事業所等において事業を行う方です。（法第701条の32第1項）

貸ビル等については、貸ビル等を借りて事業を行う方（テナント）が納税義務者となります。

※ 特殊関係者等のみなし共同事業

親族又は同族会社等の特殊関係者を有する場合、その特殊関係者が同一家屋内で行う事業です。（法第701条の32第2項）

(1) 特殊関係者の範囲

次に掲げるいずれかに該当する場合には事業所税における特殊関係者とされます。

- ① 特殊関係者を有する方であるかどうか判定すべき方（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる方以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している方
- ③ ①又は②に掲げる方以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している方
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①又は②に掲げる方を除きます。）及び当該個人と①から③までの一に該当する関係がある個人
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及び当該個人と①から④までの一に該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これの方が①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの方を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

注1） 同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。

すなわち、同族会社とは、株主または社員の3人以下及びこれらの同族関係者の有する株式の総数又は出資の金額の合計額が、その会社の発行済株

式総数又は出資金額の50%以上に相当する会社をいいます。

注2) 同族会社を判定する場合の同族関係者とは、次の方をいいます。

◎ 個人（法人税法施行令第4条第1項）

- ア 株主又は社員の親族
- イ 株主又は社員と事実上婚姻関係と同様の事情にある方
- ウ 株主又は社員たる個人の使用人
- エ 株主又は社員から経済的援助を受けて生計を維持している方
- オ アからエまでに掲げる方の親族でその方と生計を一にする方

◎ 法人（法人税法施行令第4条第5項）

- ア 株主又は社員の1人とその方の同族関係者の有している他の会社の株式の数、出資の金額の合計額が、その会社の発行済株式総数又は出資金額の50%以上に相当する会社
- イ アの会社を判定の基礎に入れて判定した場合に、株式等の数が50%以上となる会社
- ウ ア及びイの会社を判定の基礎に入れて同じく株式等の数が50%以上となる会社

(2) 共同事業とみなす特別な事情

特殊関係者等による共同事業とみなされる特別な事情とは次に該当する場合です。

- ① 特殊関係者による事業又は、特殊関係者を有する方と意思を通じて行われている場合
- ② 事業所税の負担を不当に減少させる結果となる場合

(3) 連帯納税義務

特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する方との共同事業とみなされた場合は、特殊関係者と特殊関係者を有する方には、その事業について連帯納税義務が課されます。

〔申告は納税義務者単位で行い、共同申告の必要はありません。〕

6. 課 税 標 準

(1) 資 産 割

資産割における課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積です。

(法第701条の40第1項)

◎ 算定期間とは、法人にあつては事業年度、個人にあつては原則としてその年の1月1日から12月31日までをいいます。

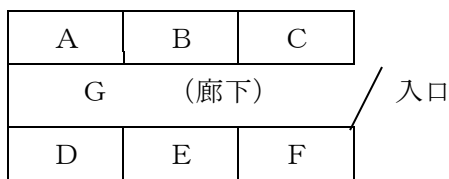
◎ 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。ただし、事業所用家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所専用部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合には、次の算式によって求めた面積が事業所床面積とされます。

(法第701条の31第1項第4号，令第56条の16)

$$\text{事業所床面積} = \text{自己の事業所専用部分の延べ床面積} + \text{共用部分の延べ床面積} \times \frac{\text{共用部分に関連を有する自己の事業所専用部分の延べ床面積}}{\text{共用部分に関連を有するすべての事業所専用部分の延べ床面積}}$$

例……事業所用家屋に事業所専用部分と共用部分がある場合においてAに係る事業所床面積は、(1)・(2)いずれも

(1)



(2)



$$A \text{ (事業所専用部分)} + G \text{ (共用部分)} \times \frac{A}{A + B + C + D + E + F}$$

となります。

① 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合

6か月決算の法人、決算期を変更した法人若しくは年の途中で設立又は解散した法人及び年の途中で事業を開始又は廃止した個人

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times 12$$

注) この場合の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

② 課税標準の算定期間の中で新設又は廃止があった場合

課税標準の月割計算は算定期間の中で事業所等の新設又は廃止があった場合に限り行います。 (法第701条の40第2項)

ア 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

イ 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月の月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \text{廃止の日における事業所床面積}$$

ウ 課税標準の算定期間の中で新設され、当該課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \text{廃止の日における事業所床面積}$$

注) 事業所における「新設又は廃止」とは、一事業所単位のものをいいます。

したがって既成事業所等(同一敷地内と認められる場合)における事業所用家屋の新築、増築又は滅失などの事由にともない、課税標準の算定期間の中で、事業所床面積の異動が生じて月割計算は行わず算定期間の末日における事業所床面積が課税標準となります。

◎事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前6ヵ月以上継続して事業を休止している施設(休止部分については明確な区画が必要です)は、課税標準に含まれませんが、免税点判定には含まれます。6ヵ月以上の休止を確認するため、課税標準の算定期間の末日以前6ヵ月以上前にご連絡ください。

(2) 従業者割

従業者割における課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額です。(法第701条の40第1項)

◎ 従業者給与総額とは、事業所等の従業者（役員を含む。）に対して支払われる俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、現物給与等をいいますが所得税法において非課税とされる給与等は含まれません。

- ① 役員でない障がい者及び65歳以上の方については、障がい者及び高年齢者の雇用の安定とその促進に資する見地から、これらの方を従業者から除きます。
- ② 年齢55歳以上65歳未満の方のうち、雇用保険法等に基づく雇用改善対象者に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額を従業者給与総額から控除します。

ア 定年延長奨励金の支給に係る方

イ 特定求職者雇用開発助成金の支給に係る方

ウ 公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた方で、指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の方

エ 雇用奨励金の支給に係る方で一定のもの

注) 該当する場合には、当該事実を証する書類を申告書に添付してください。

(法第701条の31第1項第5号、則第24条の2)

従業者割における従業者等の取扱い

従業者		免税点の判定	課税標準
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー (注1)		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
無給の役員		従業者に含めない	
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
保険の外交員		従業者に含める 〔事業所得のみを有する者を除く〕	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣 (注2)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
非常勤の役員		従業者に含める	従業者給与総額に含める
派遣法に基づく派遣労働者 (注3)		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める

注1 パートタイマーの場合でも正社員の勤務時間の3/4以上勤務する方は従業者に含めて申告してください。

注2 長期とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

注3 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。なお、課税区域外へ派遣されている者は、免税点の判定及び従業者給与総額には含めません。

7. 非課税（法第701条の34）

次に掲げる施設等については課税されません。該当する場合には、当該事実を証する書類を添付してください。また、これらの規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものです。

非課税施設等一覧表

○印 非課税該当

	関係条項		区 分	資 産 割	従業者割	具 体 例
	項	号				
人的非課税	1		国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人	○	○	法人税法別表1に掲げる法人（地方公共団体等）
	2		法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業	○	○	法人税法別表2に掲げる法人（学校法人、宗教法人、日本赤十字社等）
用途による非課税	3	3	博物館法第2条第1項に規定する博物館、その他政令で定める教育文化施設	○	○	博物館、図書館、幼稚園
		4	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの	○	○	知事が入浴料金を定める公衆浴場（一般の銭湯）
		5	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	と殺又は解体施設
		6	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	解体、埋却若しくは焼却施設
		7	水道法第3条第8項に規定する水道施設	○	○	貯水施設、導水施設、取水施設等で水道事業者の管理に属するもの
		8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	
		9	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所	○	○	病院、診療所、介護老人保健施設で医療法人等が開設するもの、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師などの養成所

	関係 条項		区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
	項	号				
用 途 に よ る 非 課 税	3	10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの	○	○	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター等
		10の2	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	
		10の3	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）	○	○	
		10の4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園	○	○	
		10の5	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○	
		10の6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	
		10の7	第10号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	
		10の8	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	
		10の9	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	
		11	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、樹苗養成施設、畜舎、農舎等
		12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	国の補助又は農林漁業金融公庫等の資金貸付を受けて設置される保管、加工又は流通用の施設、農林水産業者の研修施設等

	関係条項		区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
	項	号				
用途による非課税	3	14	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設	○	○	附設集団売場、卸売又は仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター及び生鮮食料品等の保管施設
		16	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業又は同項第14号に規定する発電事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	
		17	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備等
		18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等または中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、都道府県または独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置された施設を当該事業の趣旨に沿って利用して行う施設	○	○	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫、共同施設並びにこれらの付属施設
		19	(イ)総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から、同号イの資金の貸付けを受けて設置する、当該事業の用に供する施設 (ロ)総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から、同号イの資金の貸付けを受けて設置する、当該事業の用に供する施設	○	○	
		20	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	本来の事業の用に供する施設（事務所、発電施設を除く） 営業所、停車場、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、変電所、配電所、開閉所、巻揚所、監視所、駐在所、修理工場、資材機械の貯蔵倉庫等

	関係条項		区 分	資産割	従業者割	具 体 例
	項	号				
用途による非課税	3	21	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	本来の事業の用に供する施設（事務所を除く） 営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場、従業員の仮眠所、荷捌き施設、保管庫、荷扱所、上屋、労務員詰所等
		22	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	本来の事業の用に供する施設（事務所を除く） 誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場
		23	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設	○	○	格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等
		24	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	本来の事業の用に供する施設（事務所、研究施設、研修施設を除く）
		25	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	一般信書便事業の用に供する施設
		25の2	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	
		26	勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの	○	○	保養所、診療所、食堂、娯楽室等

	関係条項		区 分	資産割	従業者割	具 体 例
	項	号				
用途による非課税	3	27	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で政令で定めるもの	○	○	都市計画駐車場、届出駐車場、不特定多数の者が利用する施設（駅、文化施設、公共施設）より概ね200m以内で、有料・無料にかかわらず、一般の利用制限をしていないもの
		28	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	
		29	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	
	4		百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの及び同条第3項に規定する特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分	○		(15～18ページ参照)
	5		港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る従業者割		○	港湾運送事業の用に供する労働者詰所及び現場事務所において港湾運送の業務に従事する労働者

法第 701 条の 34 第 4 項の
「特定防火対象物に係る事業所税の非課税措置」について

消防法第 17 条第 1 項の防火対象物のうち、百貨店・劇場等の多数の者が出入りする施設で附表 1 に掲げるものに設置されている消防用設備等（附表 2）及び令第 56 条の 43 で定める避難施設等（附表 3）に係る床面積については、それぞれ該当する部分を非課税とします。

ただしその適用要件は、次のとおりです。

（ア）消防用設備等については、消防法の技術上の基準に適合するもの。

（イ）避難施設等については、建築基準法等又は条例の規定に適合するもの。

（ウ）消防用設備等又は避難施設等であっても、当該施設又は設備が壁・天井等に設置されていて事業活動上支障のないものについては適用されません。

附表 1 特定防火対象物

消防法施行令 別表第 1 の項	建 物 の 用 途
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（一）イ、（四）、（五）イ及び（九）イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

消防法施行令 別表第 1 の項	建 物 の 用 途
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)	地下街
(十六の三)	準地下街

注） 消防法施行令別表第 1 の防火対象物のうち上表に該当するものに限られます。

附表 2 消防法施行令第 7 条で定める消防用設備等

設 備 等	
第 2 項 消 火 設 備	1. 消火器及び次に掲げる簡易消火用具 (イ) 水バケツ (ロ) 水槽 (ハ) 乾燥砂 (ニ) 膨張ひる石又は膨張真珠岩 2. 屋内消火栓設備 3. スプリンクラー設備 4. 水噴霧消火設備 5. 泡消火設備 6. 不活性ガス消火設備 7. ハロゲン化物消火設備 8. 粉末消火設備 9. 屋外消火栓設備 10. 動力消防ポンプ設備
第 3 項 警 報 設 備	1. 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 2. 漏電火災警報器 3. 消防機関へ通報する火災報知設備 4. 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 (イ) 非常ベル (ロ) 自動式サイレン (ハ) 放送設備
第 4 項 避 難 設 備	1. すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2. 誘導灯及び誘導標識
第 5 項 消 防 用 水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水
第 6 項 消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備

注) 消防法第 17 条第 1 項に規定する技術上の基準に適合するもの、又は同法第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用があるものに限られます。

附表 3 令第 56 条の 43 第 3 項で定める避難施設等

施 設 等		割 合
1. 建築基準法第 35 条に規定する施設又は設備	イ) 避難階段又は特別避難階段、排煙設備（予備電源を含む。）並びに非常用の照明装置（予備電源を含む。）及び進入口（バルコニーを含む。）	その全部
	ロ) 廊下、階段（直接地上へ通ずる出入口のある避難階、又は地上へ通ずる直通階段に限る。）及び避難階における屋外への出入口	その 2 分の 1
2. 建築基準法施行令第 20 条の 2 第 2 号に規定する中央管理室（右に掲げる設備又は装置を設置しているものに限る。）	イ) 排煙設備の制御及び作動の監視に係る設備 ロ) 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 ハ) 消防機関へ通報する火災報知設備（ハの設備は、消防設備として非課税となります。）	その 2 分の 1
3. 建築基準法施行令第 112 条第 9 項に規定する建築物のうち、吹抜けとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分で同項の規定により区画されているもの		その 2 分の 1
4. 非常用エレベーター（予備電源を含む。）		その全部
5. 市川市火災予防条例の規定に基づき設置する施設	イ) 百貨店等の物品販売業、劇場等、及び料理店・飲食店等の内部に設けられた避難通路でスプリンクラー設備の有効範囲内に設置されているもの	その全部
	ロ) 避難通路（イに該当するものを除く。）及び設置が義務づけられている喫煙所	その 2 分の 1

注 1) 上記は全て区分欄の法令に基づいて設けられた施設等に限られます。

注 2) 床面積は当該設備又は装置により占有される床面積に限られます。

したがって、壁・天井等に取りつけられるような機器は専有する床面積がないため、非課税床面積もないことになります。

8. 課税標準の特例（法第701条の41）

次に掲げる施設等については、表中の割合を乗じて得た床面積又は従業者給与総額が控除されます。該当する場合には、当該事実を証する書類を添付してください。

課税標準の特例施設等一覧表

	関係条項		区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
	項	号				
人的軽減	1	1	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	農業・漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、消費生活協同組合等が本来の事業の用に供する施設
用途による軽減	1	2	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	教室、講堂、体育館等
		3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの （次号に掲げるものを除く）	$\frac{3}{4}$		（22ページ参照）
		4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	（22ページ参照）
		5	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	$\frac{3}{4}$		
		6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$		国、地方公共団体の補助又は日本開発銀行等の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設

	関係 条項		区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
	項	号				
用 途 に よ る 軽 減	1	7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢 又は酒類の製造業者が直接こ れらの製造の用に供する施設 で政令で定めるもの	$\frac{3}{4}$		包装、ビン詰、たる詰その他こ れらに類する作業のための施設 以外のもの
		8	木材取引のために開設される 市場又は製材、合板の製造そ 他木材の加工を業とする者若 しくは木材の販売を業とする 者がその事業の用に供する木 材の保管施設で政令で定める もの	$\frac{3}{4}$		
		9	旅館業法第2条第2項に規定 するホテル営業又は同条第3 項に規定する旅館営業の用に 供する施設で政令で定めるも の (次号に掲げるものを除く)	$\frac{1}{2}$		客室、食堂、広間、ロビー、浴 室、厨房、機械室、フロント、 便所、リネン室、ランドリー室 等（風営法第2条第4項第3号 に掲げる営業の用に供されるも のを除く）
		10	港湾法第2条第5項に規定す る港湾施設のうち同項第5号、 第7号又は第8号の2に 掲げる施設で政令で定めるも の	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	港務通信施設、旅客施設及び船 舶役務用施設
		11	港湾法第2条第5項に規定す る港湾施設のうち同項第6号 又は第8号に掲げる施設で政 令で定めるもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	上屋及び倉庫（倉庫業者がその 本来の事業の用に供する倉庫）
		12	外国貿易のため外国航路に就 航する船舶により運送される コンテナ貨物に係る荷さば きの用に供する施設 (前号に掲げるものを除く)	$\frac{1}{2}$		コンテナフレート ステーション
		13	港湾運送事業法第2条第2項 に規定する港湾運送事業のう ち同法第3条第1号又は第2 号に掲げる一般港湾運送事業 又は港湾荷役事業の用に供す る上屋 (第11号に掲げるものを除く)	$\frac{1}{2}$		
		14	倉庫業法第7条第1項に規定 する倉庫業者がその本来の事 業の用に供する倉庫 (第11号及び第18号に掲 げるものを除く)	$\frac{3}{4}$		

	関係 条項		区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
	項	号				
用途 による 軽減	1	15	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る）の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設
		16	公共の飛行場に設置される施設で政令で定めるもの （法第701条の34第3項第23号に掲げるものを除く）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等
		17	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で政令で定めるもの （次号に掲げるものを除く）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	事務所は除く
		18	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	
		19	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	特定信書便事業の用に供する施設
減	2		心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る。）	$\frac{1}{2}$		常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下この項において「短時間労働重度心身障害者」という。）の数の2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者の総数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働精神障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上であるもの

法第 701 条の 4 1 第 1 項第 3 号の課税標準特例施設

課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等	
1	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 3 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で総務省令で定めるもの
2	大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの
3	大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの
5	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号に規定する廃油処理施設
6	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で総務省令で定めるもの

法第 701 条の 4 1 第 1 項第 4 号の課税標準特例施設

課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等	
<u>政令で定める事業</u>	
1	広域臨海環境整備センター法第 19 条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業
2	浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の業務
3	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 20 号第 1 項の規定による許可を受けて行う廃油処理業
<u>政令で定める施設</u>	
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可または同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬または処分の事業、同法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可または同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬または処分の事業の用に供する施設のうち事業所以外の施設
5	広域臨海環境整備センター法第 19 条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬または処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
6	浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
7	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 20 号第 1 項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設

(本法附則第 3 3 条)

	関係 条項		区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
	項	号				
用 途 に よ る 軽 減	1		沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設	1 － 2		(法人) 当該事業所等が新設された日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所が新設された日から 5 年を経過する日の属する年分
	2		沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域において設置される情報通信産業等の用に供する施設	1 － 2		(法人) 当該事業所等が新設された日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所が新設された日から 5 年を経過する日の属する年分
	3		沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化地域において一定の産業高度化事業等の用に供する事業用施設	1 － 2		(法人) 当該事業所等が新設された日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所が新設された日から 5 年を経過する日の属する年分
	4		沖縄振興特別措置法の規定による国際物流拠点産業集積地域において設置される物流等の事業の用に供する施設	1 － 2		(法人) 当該事業所等が新設された日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで (個人) 当該事業所が新設された日から 5 年を経過する日の属する年分
	5		特定農業加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設 (平成 3 1 年 4 月 1 日事業年度終了分以後適用対象に菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業を加える。)	1 － 4		(法人) 平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日までに終了する事業年度分まで (個人) 平成 3 2 年分まで
	6		平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設	3 － 4	3 － 4	(法人) 当該事業所等が補助開始日の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで (個人) 当該事業者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年の前の年分まで

9. 減 免

市川市では市川市事業所税条例第13条に基づき、次に掲げる施設等について減免を受けることができます。減免の適用を受けようとする場合は、当該事実を証する書類を添付して納期限の7日前までに「事業所税減免申請書」を提出してください。提出期限を過ぎた場合、減免を認めることはできません。また、これらの規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものです。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の判定を行います。

減免施設等一覧表

区 分	施 設		減免の割合
災 害 に よ り 被 害 を 受 け た 場 合	震災、風水害、火災その他これらに類する災害の被害を受けた事業所用家屋等		資産割の市長が定める割合
そ の 他 特 別 な 事 由 が あ る 場 合	学 術 文 化 の 振 興 等 に 特 に 寄 与 す る と 認 め ら れ る 施 設	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	資産割及び従業者割の2分の1
		法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下劇場等という。）で、次に掲げるもの (1) その興行につき国または地方団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの (2) (1)以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	(1) 資産割の2分の1 (2) 当該舞台等に係る資産割の2分の1
		道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割に係る事業所税の2分の1
	一 般 貸 切 旅 客 自 動 車	道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車道路運送事業者で同法第3条第1項ロに掲げる事業を行う者がその本来の	資産割及び従業者割の一定割合（一定割合については、備考

	運送事業の用に供する施設	事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児の為に行う旅行の用に供した場合に限る。）	に示す計算式によるものとする。）
	中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設	酒税法（昭和28年法律第6号）第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
		法第701条の4第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が当該指定都市等の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
		中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成14年法律第146号）第1条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）附則第24条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）附則第16条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
		農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の全部
		農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	資産割及び従業者割の全部
		果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示1075号）第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ床面積3,000平方メートル以下の場合	資産割の2分の1

		に限る。)	
		法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号に掲げる一般港湾運送事業若しくは同条第2号に掲げる港湾荷役事業の用に供する上屋で、当該指定都市等の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満のもの	資産割及び従業者割の全部
その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするもの		ビルの室内清掃、施設管理等の事業を行う者	当該事業に従事する者に係る従業者割の全部
		列車内において食堂及び売店の事業を行う者	当該事業に従事する者に係る従業者割の2分の1
		古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
		家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷捌きの用に供する施設	資産割の2分の1
		ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	資産割の2分の1
		野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3
		粘土瓦製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥	資産割の2分の1

		場（成形場、施釉ゆう場を含む。）及び製品倉庫	
		藺製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（藺製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む。）	資産割の2分の1
	その他 市長の 認める もの	上記に掲げる施設との均衡を考慮して、事業所税の減免を行うことが適当と認める施設	資産割及び従業者割の市長が定める割合

備考

$$\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{(\text{当該者の本来の事業に係るバスの走行キロメートル数の合計数}) \times 2}$$

10. 税 率 ・ 税 額

(1) 税 率 (法第701条の42)

資 産 割 …… 事業所床面積1平方メートルにつき600円

従業者割 …… 従業者給与総額の100分の0.25

(2) 税額計算

$$\text{税 額} = \underbrace{\boxed{\text{①課税標準となる事業所床面積}} \times 600 \text{円} + \boxed{\text{②課税標準となる従業者給与総額}} \times \frac{0.25}{100}}_{\substack{\text{資 産 割 額} \qquad \qquad \qquad \text{従 業 者 割 額}}}$$

$$\boxed{\text{①課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税に係る事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除事業所床面積}}$$

※ 各床面積について1平方メートルの100分の1未満切捨て。

$$\boxed{\text{②課税標準となる従業者給与総額}} = \boxed{\text{従業者給与総額}} - \boxed{\text{非課税に係る従業者給与総額}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除従業者給与総額}}$$

※ 課税標準となる従業者給与総額の1,000円未満切捨て。

11. 免 税 点

次に掲げる場合には免税点以下となり課税されません。なお、免税点の判定は資産割と従業者割と別個に行います。(法第701の43第1項)

資 産 割 …… 市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積(非課税の適用に係る事業所床面積を除く)が1,000平方メートル以下の場合

従業者割 …… 市内の各事業所等の従業者の合計数(役員以外の障害者及び65歳以上の方並びに非課税の適用がある施設に勤務する方を除く)が100人以下の場合

注1) 課税標準の特例適用がある場合、免税点の判定は特例適用前で行います。

注2) 事業所床面積のうち6月以上事業を休止していたと認められる部分については、課税標準となる事業所床面積には含まれませんが、免税点判定の基礎となる事業所床面積に含まれます。
(該当の場合、事業所税休止施設届出書を提出していただきます)

(1) 免税点の判定日

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。
従業者割における障害者及び65歳以上の方であるかどうかについても課税標準の算定期間の末日で判定します。

(2) 共同事業及びみなし共同事業の免税点判定

① 通常の場合

当該共同事業による各共同事業者に係る免税点の判定は、次の算式によって算出される床面積又は従業者数と当該共同事業者の一方がほかに単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数の合算で行います。

共同事業に係る事業所等の 事業所床面積又は従業者数	×	損 益 配 分 の 割 合 損益配分の割合が定められていない 場合は出資の価格に応ずる割合
------------------------------	---	--

② みなし共同事業の場合

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、特殊関係者を有する方又は特殊関係者がそれぞれ当該事業を単独で行うものとみなされ、免税点判定は当該事業に係る事業所床面積又は従業者数とそれぞれの方がほかに単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数の合算で行います。

1 2. 税額のない方の申告及びその他の申告

1. 税額のない方の申告

免税点以下であるため、事業所税が課されない方でも、算定期間の末日における事業所床面積が800平方メートルを超える場合又は従業者数が80人を超える場合にはその旨を申告していただきます。 (市川市事業所税条例第9条第4項)

2. 事業所税の新設・廃止申告

市内において事業所等を新設又は廃止した場合、当該施設又は廃止をした日から1月以内に申告をしていただきます。 (法第701条の52第1項)

(市川市事業所税条例第11条第1項)

3. 事業所用家屋の貸付の申告

事業所用家屋を他の方に貸し付ける場合、当該事業所用家屋の所有者は、その貸付状況を貸付の日から1月以内に申告をしていただきます。

(法第701条の52第2項)

(市川市事業所税条例第11条第2項)

4. そ の 他

商号、決算期及び申告書等の送付先等が変更となった場合は、ご連絡ください。

13. そ の 他

(1) 延 滞 金

申告納付期限後に税額を納付する場合は、次の方法で計算した延滞金がかかります。

① 別表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる期間については、その税額に、当該期間の日数に応じ、年7.3%（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1%の割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））の割合を乗じて計算した金額が延滞金となります。

別表

区 分	期 間
提出期限までの申告	納期限の翌日から1月を経過するまでの期間
提出期限後の申告	納期限の翌日から申告した日までの期間またはその翌日から1月を経過する日までの期間
修正申告	納期限の翌日から修正申告した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
更正決定	納期限の翌日から地方税法第701条の58第4項の通知に指定された納付に関する期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間

② ①の別表の右欄に掲げる期間後は、その税額に、当該期間の末日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当分の間、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額が延滞金となります。

なお、①、②ともに延滞金の計算に当たっては、その税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。計算した延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(2) 加 算 金

申告書を提出しなかったため市長が税額等を決定した場合、又は申告書に記載した税額が過少であり市長が更正した場合等は、次の加算金が課されます。

① 過少申告加算金

期限内に申告書を提出した場合で、その後当該申告税額が過少であるため市長が更正したとき、又は修正申告書を提出したときは、更正又は修正申告により増加する税額の10%相当額の過少申告加算金が課されます。

(法第701条の61第1項)

② 不申告加算金

次に該当する場合、納付すべき税額の15%相当額の不申告加算金が課されます。

ただし、期限後に申告書の提出があった場合又は修正申告書の提出があった場合は、それらの申告が市長による更正又は決定があることを予知してなされた場合を除き、5%相当額となります。(法第701条の61第2項、第3項)

ア. 期限後に申告書を提出した場合又は市長が決定した場合。

イ. 期限後に申告書を提出した場合において、その後修正申告書の提出があった場合又は市長が更正した場合。

ウ. 市長が税額等を決定した場合において、その後修正申告書の提出があった場合又は市長が更正した場合。

③ 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それらが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて35%、不申告加算金に代えて40%の重加算金がそれぞれ課されます。(法第701条の62)

※過去5年以内に不申告加算金(市長による課税の決定又は更正があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。)又は重加算金を徴収された者が、平成29年1月1日以後において、再び不申告等に基づき不申告加算金(市長による更正又は決定があることを予知して申告書の提出がされたものに限る。)又は仮装・隠蔽に基づく修正申告等により重加算金を徴収することとなる場合には、それぞれ当該加算金の割合に10%加算されます。

(法第701条の61第4項、第701条62第3項)

(3) 更正の請求

申告書に記載した課税標準若しくは税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が過大であるときには、法定納期限から5年以内に限り、課税標準又は税額等の更正すべき旨を請求することができます。(法第20条の9の3第1項、第701条の58)

14. 申告書の書き方

〈具体例〉

株式会社東西商事は、3月決算(1年決算)の法人で、令和〇〇年4月1日から令和△△年3月31日までの事業年度において、使用している事業所床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりとします。

◎ 本 社 住 所 = 市川市八幡2丁目2番2号
 所在地 = 市川市八幡2丁目789番地

本社は、株式会社 新田銀行（本社 市川市新田1丁目1番1号）の所有する八幡ビルに入居している。この八幡ビルは消防法施行令に規定する特定防火対象物である。

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| ○ 八幡ビルの延べ床面積 | 9, 350㎡ |
| ○ 入居事業所全体の専用床面積 | 7, 600㎡ |
| ○ 株式会社 東西商事の専用床面積 | 3, 150㎡ |
| （このうち社員食堂の面積 | 180㎡） |
| ○ 八幡ビルの共用床面積 | 1, 750㎡ |
| ○ 共用床面積のうち防災施設等に係る面積 | 600㎡ |
| ・ 本社勤務従業者135人に支払われた給与総額 | 569, 066, 310円 |
| ・ 社員食堂に勤務する従業者2人に支払われた給与等 | 6, 744, 488円 |
| ・ 役員以外の年齢65歳以上の従業者4人に支払われた給与等 | 9, 754, 664円 |
| ・ 年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払われた給与等 | 4, 755, 398円 |

◎ 塩浜倉庫 住 所 = 市川市塩浜1丁目31番地

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ・ 事業所床面積 | 2, 0 0 0 ㎡ |
| (このうち休憩室の面積 | 2 0 ㎡) |
| ・ 営業用倉庫部分の床面積 | 1, 8 0 0 ㎡ |
| ・ 塩浜倉庫勤務従業員 1 5 人に支払われた給与総額 | 6 0, 1 4 8, 8 4 5 円 |

◎ 市川営業所 住 所 = 市川市市川1丁目1番1号
所在地 = 市川市市川1丁目321番地1

市川営業所は、令和△△年１月１５日で廃止となり、市川営業所勤務従業員は、現在他市の支社に勤務している。

- ・ 廃止の日現在の事業所床面積 300㎡
- ・ 令和〇〇年4月1日から令和△△年1月15日までの間に市川営業所に勤務した従業者18人に支払われた給与総額 74,737,368円

この具体例における、「事業所税申告書」に記入する場合の計算方法は

(1) 資 産 割

①の欄 算定期間を通じて使用された事業所床面積の求め方

ア 本社の事業所床面積＝株式会社東西商事の専用床面積 ＋

$$\left\{ \left(\text{共用床面積} - \frac{\text{非課税に係る共用床面積}}{\text{共用床面積}} \right) \times \frac{\text{株式会社東西商事の専用床面積}}{\text{全体の専用床面積}} \right\}$$
$$= 3,150 + \left\{ (1,750 - 600) \times \frac{3,150}{7,600} \right\} = 3,626.64 \text{ m}^2$$

イ 塩浜倉庫の事業所床面積 ＝ 2,000 m²

$$\text{ア} + \text{イ} = 3,626.64 + 2,000 = 5,626.64 \text{ m}^2$$

②の欄 算定期間の中途に新設又は廃止された事業所床面積の求め方
市川営業所の事業所床面積＝300 m²

③の欄 ①に係る非課税床面積の求め方
本社の社員食堂の床面積 ＋ 塩浜倉庫の休憩室の床面積
＝ 180 + 20 = 200 m²

④の欄 ②に係る非課税床面積の求め方
この例では該当なし。

⑤の欄 ①に係る控除床面積の求め方

$$\text{塩浜倉庫の営業用倉庫部分の床面積} \times \text{控除割合}$$
$$= 1,800 \times \frac{3}{4} = 1,350 \text{ m}^2$$

⑥の欄 ②に係る控除床面積の求め方
この例では該当なし。

⑦の欄 ①に係る課税標準となる床面積の求め方

$$\begin{aligned}
 & (\text{①} - \text{③} - \text{⑤}) \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12} \\
 & = (5,626.64 - 200 - 1,350) \times \frac{12}{12} = 4,076.64 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

⑧の欄 ②に係る課税標準となる床面積の求め方

$$\begin{aligned}
 & (\text{②} - \text{④} - \text{⑥}) \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \\
 & = (300 - 0 - 0) \times \frac{12}{12} \times \frac{10}{12} = 250 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

⑨の欄 課税標準となる床面積合計の求め方

$$\text{⑦} + \text{⑧} = 4,076.64 + 250 = 4,326.64 \text{ m}^2$$

⑩の欄 資産割額の求め方

$$\text{⑨} \times 600 \text{ 円} = 4,326.64 \times 600 = 2,595,984 \text{ 円}$$

⑪の欄 この欄は既に申告し、修正申告をする場合、前の申告時に納付した税額を記載します。

この例では該当なし。

(2) 従業者割

⑫の欄 従業者給与総額の求め方

本社の従業者給与総額＋塩浜倉庫の従業者給与総額＋市川営業所の従業者給与総額

$$\begin{aligned}
 & = 569,066,310 + 60,148,845 + 74,737,368 \\
 & = 703,952,523 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

⑬の欄 非課税に係る従業者給与総額の求め方

本社の社員食堂に勤務する従業者給与総額＋65歳以上の従業者給与総額

$$= 6, 744, 488 + 9, 754, 664 = 16, 499, 152$$

⑭の欄 控除従業者給与総額の求め方

雇用改善助成対象者の給与総額×控除割合

$$= 4, 755, 398 \times \frac{1}{2} = 2, 377, 699 \text{円}$$

⑮の欄 課税標準となる従業者給与総額の求め方

$$\textcircled{12} - \textcircled{13} - \textcircled{14}$$

$$= 703, 952, 523 - 16, 499, 152 - 2, 377, 699$$

$$= 685, 075, 672 \text{円}$$

1, 000円未満切捨てとなるので 685, 075, 000円

⑯の欄 従業者割額の求め方

$$\textcircled{15} \times \frac{0.25}{100} = 685, 075, 000 \times \frac{0.25}{100}$$

$$= 1, 712, 687 \text{円}$$

⑰の欄 この欄は既に申告し、修正申告をする場合、前の申告時に納付した税額を記載します。

この例では該当なし。

(3) 合 計

⑱の欄 納付すべき事業に係る事業所税額の求め方

$$\textcircled{10} + \textcircled{16} = 2, 595, 984 + 1, 712, 687 = 4, 308, 671 \text{円}$$

100円未満切捨てとなるので 4, 308, 600円

⑲の欄 ⑪ + ⑰ この例では該当なし。

⑳の欄 ⑱ - ⑲ = 4, 308, 600 - 0 = 4, 308, 600円

受付印 令和 年 月 日 市 川 市 長		※ 処 理 事 項						発 信 年 月 日		整 理 番 号	事 務 所	区 分	法 人 (個 人) 番 号	申 告 区 分	
									通 信 日 付 印	確 認 印					
											申 告 年 月 日		令 和 △△ 年 5 月 1 日		
(フリガナ) 氏名又は 名 称	カブ シキ ガイ シャ トウ ザイ ショウ ジ 株 式 会 社 東 西 商 事 印			住 所 又 は 所 在 地	本店	〒272-8501 電話 (047-334-1111) 市 川 市 八 幡 2 丁 目 2 0 番 2 号					事 業 種 目	○ 物 品 卸 売 業 倉 庫 業			
個人番号又は 法人番号												資 本 の 金 額 又 は 出 資 金 額	兆 十 億 百 万 千 円 100 000		
(フリガナ) 法 人 の 代 表 者 氏 名	トウ ザイ タ ロ ウ 東 西 太 郎 印				支店	〒 電話 ()					所 轄 税 務 署 名	市 川 税 務 署			
令和 〇〇 年 4 月 1 日から令和 △△ 年 3 月 31 日までの事業年度又は課税期間										申告書		この申告に 応答する 者の氏名		電話 (047-334-1111) 市 川 次 郎	

資 産	事 業 所	算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①	5 6 2 6	㎡ 6 4	従 業 者 割	従 業 者 給 与 総 額 ⑫	十億 百万 千 円 7 0 3 9 5 2 5 2 3
	床 面 積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 ②	3 0 0	㎡ 0 0		非課税に係る従業者給与総額 ⑬	円 1 6 4 9 9 1 5 2
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積 ③	2 0 0	㎡ 0 0		控除従業者給与総額 ⑭	円 2 3 7 7 6 9 9
		②に係る非課税床面積 ④		㎡		課税標準となる従業者給与総額 (⑫―⑬―⑭) ⑮	円 6 8 5 0 7 5 0 0 0
	控 除 事 業 所	①に係る控除床面積 ⑤	1 3 5 0	㎡ 0 0		従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$) ⑯	円 1 7 1 2 6 8 7
	床 面 積	②に係る控除床面積 ⑥		㎡		既に納付の確定した従業者割額 ⑰	円
	課 税 標 準 と な る 事 業 所 床 面 積	①に係る課税標準となる床面積 (①－③－⑤) × $\frac{12}{12}$ ⑦	4 0 7 6	㎡ 6 4	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩＋⑯) ⑱	円 4 3 0 8 6 7 1	
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	2 5 0	㎡ 0 0	既に納付の確定した事業所税額 (⑱＋⑰) ⑲	円	
		課税標準となる床面積合計 (⑦＋⑧) ⑨	4 3 2 6	㎡ 6 4	こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 事 業 所 税 額 (⑱－⑲) ⑳	円 4 3 0 8 6 0 0	
	割	資 産 割 額 (⑨×600円) ⑩		十億 百万 千 円 2 5 9 5 9 8 4	備 考		
	既に納付の確定した資産割額 ⑪		円	関与税理士氏名	電話 () 印		

第44号様式記載要領

- 1 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）所在地の市長に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名押印すること。
- 5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び市川市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記すること。
- 6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載すること。

なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。
- 7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載すること。
- 8 「事業所税の 申告書」は、次により記載すること。
 - (1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しない。
 - (2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」
- 9 ①及び②の欄は、別表1（事業所等明細書）の「1算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 10 ③及び④の欄は、別表2（非課税明細書）の㉗の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載すること。

- 11 ⑤及び⑥の欄は、別表3（課税標準の特例明細書）の㉘の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）が
 算定期間の月数
 12月に満たない場合は、（①－③－⑤）の床面積に $\frac{\quad}{12}$
 を乗じて得た床面積の合計を記載すること。
- 13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する（②－④－⑥）の床面積（算定期間が12月に満たない場合は
 算定期間の月数
 $\frac{\quad}{12}$ を乗じて得た床面積とする。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）

$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 14 ⑫の欄は、別表1の従業者給与総額㉙の合計を記載すること。
- 15 ⑬の欄は、別表2の非課税従業者給与総額㉚の合計を記載すること。
- 16 ⑭の欄は、別表3の控除従業者給与総額㉛の合計を記載すること。
- 17 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
- 18 ⑯及び⑰の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

事業所等明細書

明細区分の別 1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の途中において新設又は廃止された事業所等	算定期間	令和〇〇年4月 1日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分	
		令和△△年3月31日まで							
			氏名又は 名称	株式会社 東西商事					
			個人番号又は 法人番号						

※ 処理事項	明細 区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産 割		従 業 者 割		
		事業所用家屋の所有者住所・氏名	専 用 床 面 積 ㊦	事 業 所 床 面 積 (㊦ + ㊩) ㊧	使用した期間 (年月日)	従業者数 ㊥	従 業 者 給 与 総 額 ㊨	
			共 用 床 面 積 ㊩		同 上 の 月 数			
	①	本 社	市川市八幡2丁目789 八幡ビル	3 150 00 m ²	3 626 64 m ²	〇〇・ 4・ 1から △△・ 3・ 31まで	人	十億 百万 千 円
	2 計	株式会社新田銀行・市川市新田1丁目1番1号		476 64 m ²		12月	135	569 066 310
	①	塩浜倉庫	市川市塩浜1丁目31	2 000 00	2 000 00	〇〇・ 4・ 1から △△・ 3・ 31まで	15	60 148 845
	2 計	株式会社東西商事・市川市八幡2丁目2番2号				12月		
	①			5 150 00	5 626 64	・ ・ から ・ ・ まで	150	629 215 155
	㊱			476 64		月		
	1	市川営業所	市川市市川1丁目321-1	300 00	300 00	〇〇・ 4・ 1から △△・ 1・ 15まで	18	74 737 368
	2 計	株式会社東西商事・市川市八幡2丁目2番2号				10月		
	①			5 450 00	5 926 64	・ ・ から ・ ・ まで	168	703 952 523
	② ㊱			476 64		月		
	1					・ ・ から ・ ・ まで		
	2 計					月		
	1					・ ・ から ・ ・ まで		
	2 計					月		
	1					・ ・ から ・ ・ まで		
	2 計					月		

第 4 4 号様式別表 1 記載要領

- 1 この明細書は、第 4 4 号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」という。)を記載すること。
- 5 「明細区分」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 1 は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2 は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいうものであること。また、計は、1 又は 2 のそれぞれの合計をいうものであること。
 - (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付すること。
 - (3) 記載に当たっては、まず明細区分 1 の事業所等から記載し、次に 1 の合計、そして明細区分 2 の事業所等、2 の合計の順に記載していくこと(「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要のないものであること。)
 - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が 1 又は 2 である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものであること。
- 6 「専用床面積㊦」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積(1 平方メートルの 1 0 0 分の 1 未満は切り捨てること。以下同様とする。)を記載すること。
- 7 「共用床面積㊧」の欄は、専用床面積に対応する第 4 4 号様式別表 4 の⑥の共用床面積を記載すること。

- 8 「事業所床面積㊨」の欄は、「専用床面積㊦」と「共用床面積㊧」の合計を記載すること。

なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものであること。

- 9 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要がないものであること。
- 10 「同上の月数」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除く。)当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除く。)当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 11 「従業者数㊩」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数(地方税法第 7 0 1 条の 3 1 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者を含む。)を記載すること。

ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に 2 を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載すること。

なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付すること。
- 12 「従業者給与総額㊪」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載すること。

非課税明細書

非課税明細書				算定期間	令和〇〇年4月1日から 令和△△年3月31日まで		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
					氏名又は 名称		株式会社 東西商事					
					個人番号又は 法人番号							
※	事業所等の名称		本 社		事業所等の所在地		市川市八幡2丁目789					
非課税の内訳							資 産 割		従 業 者 割			
							非課税床面積 ㊦		非課税従業者数 ㊥		非課税従業者給与総額 ㊧	
法第701条の34 第3項 第26号 該当							180 00 m ²		人 2		十億 百万 千 円 6 744 488	
法第701条の34 第 項 第 号 該当												
法第701条の34 第 項 第 号 該当												
障 害 者 ・ 6 5 歳 以 上 の 従 業 者									4		9 754 664	
合 計							180 00		6		16 499 152	

※			事業所等の名称	塩浜倉庫	事業所等の所在地	市川市塩浜1丁目31					
非課税の内訳					資産割		従業者割				
					非課税床面積⑦		非課税従業者数④	非課税従業者給与総額⑧			
法第701条の34第3項第26号該当					2000㎡		人	十億 百万 千 円			
法第701条の34第項第号該当											
法第701条の34第項第号該当											
障害者・65歳以上の従業者											
合 計											
非課税事業所床面積等の合計					20000		6	16 499 152			

第44号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の34（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合

（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合

には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 5 ㊦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。）を記載すること。

ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4の共用部分の計算書が添付される場合）は、

共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないこと。
- 6 ㊧の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者を含む。）

を該当項目ごとに記載すること。
- 7 ㊨の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載すること。

課税標準の特例明細書

※			算定期間 令和〇〇年4月1日から 令和△△年3月31日まで		※ 処理 事項	整理番号		事務所	区分	法人(個人)番号		申告区分				
									/							
					氏名又は 名称		株式会社 東西商事									
					個人番号又は 法人番号											
※	事業所等の名称		本 社		事業所等の所在地		市川市八幡2丁目789									
課 税 標 準 の 特 例 内 訳			資 産 割				従 業 者 割									
			課税標準の特例適用 対 象 床 面 積 ^㉑		控除割 合 ^㉒	控除事業所床面積 (^㉑ × ^㉒) ^㉓		課税標準の特例適用対象 従 業 者 給 与 総 額 ^㉔		控除割 合 ^㉕	控 除 従 業 者 給 与 総 額 (^㉔ × ^㉕) ^㉖					
法第701条の41 第 項 第 号 該 当					㎡	—			㎡	十億 百万 千 円		—	十億 百万 千 円			
法第701条の41 第 項 第 号 該 当						—						—				
						—						—				
雇 用 改 善 助 成 対 象 者							4 7 5 5 3 9 8		1 — 2	2 3 7 7 6 9 9						
合 計					/			4 7 5 5 3 9 8		/	2 3 7 7 6 9 9					

※	事業所等の名称		塩 浜 倉 庫		事業所等の所在地		市川市塩浜1丁目31								
課 税 標 準 の 特 例 内 訳			資 産 割				従 業 者 割								
			課税標準の特例適用 対 象 床 面 積 ^㉑		控除割 合 ^㉒	控除事業所床面積 (^㉑ × ^㉒) ^㉓		課税標準の特例適用対象 従 業 者 給 与 総 額 ^㉔		控除割 合 ^㉕	控 除 従 業 者 給 与 総 額 (^㉔ × ^㉕) ^㉖				
法第701条の41 第 1 項 第 1 4 号 該 当			1 8 0 0 0 0		㎡	3 — 4	1 3 5 0 0 0		㎡	十億 百万 千 円		—	十億 百万 千 円		
法第701条の41 第 項 第 号 該 当						—						—			
						—						—			
雇 用 改 善 助 成 対 象 者									1 — 2	2 3 7 7 6 9 9					
合 計			1 8 0 0 0 0		/	1 3 5 0 0 0		/		2 3 7 7 6 9 9					
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計 (^㉓ の 合 計)							1 3 5 0 0 0		控 除 従 業 者 給 与 総 額 の 合 計 (^㉖ の 合 計)			2 3 7 7 6 9 9			

第四十四号様式別表三

第44号様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の41又は附則第33条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号に規定する雇用改善助成対象者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 5 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊥の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第6項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。
- 6 ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊥の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

共用部分の計算書

※			事業所等の名称			本 社			算定期間	令和〇〇年4月 1日から 令和△△年3月31日まで			※	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分		
													処理							
													事項	株式会社 東西商事						
													氏名又は 名称							
									個人番号又は 法人番号											
※			事業所等の名称			事業所等の所在地			市川市八幡2丁目789											
専用部分の延べ面積			①			7 600 00			③ の 内 訳			⑦								
①のうち当該事業所部分の延べ面積			②			3 150 00			消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積			㉠			50 00					
非課税に係る共用床面積			③			600 00			防災に関する設備等			全部が非課税となる共用床面積			㉡			210 00		
③以外の共用床面積			④			1 150 00						2分の1が非課税となる共用床面積			㉢			(×1/2) 340 00		
共用床面積の合計(③+④)			⑤			1 750 00			㉠ ~ ㉢ 以外の非課税に係る共用床面積			㉣								
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)			⑥			476 64			合 計 (㉠ ~ ㉣)			㉤			600 00					

※			事業所等の名称			事業所等の所在														
専用部分の延べ面積			①						③ の 内 訳			⑦								
①のうち当該事業所部分の延べ面積			②						消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積			㉠			m ²					
非課税に係る共用床面積			③						防災に関する設備等			全部が非課税となる共用床面積			㉡					
③以外の共用床面積			④									2分の1が非課税となる共用床面積			㉢			(×1/2)		
共用床面積の合計(③+④)			⑤						㉠ ~ ㉢ 以外の非課税に係る共用床面積			㉣								
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)			⑥						合 計 (㉠ ~ ㉣)			㉤								

第四十四号様式別表四

第44号様式別表4記載要領

1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第44号様式別表1に添付すること。

したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がないものであること。

2 ※印の欄は記載しないこと。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

4 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」という。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。

5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載すること。

なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積⑦」の欄と一致するものであること。

6 ③の欄は、㊦の欄の数値を記載すること。

7 ⑦の欄は、次により記載すること。

ただし、㊦、㊧及び㊨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。

(1) ㊦の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」という。）

第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。

(2) ㊧の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。

(3) ㊨の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載すること。

(4) ㊩の欄は、共用床面積のうち、㊦、㊧及び㊨以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。

(5) ㊦～㊩に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。

15. 申告書の提出

(1) 郵送（又はご来庁）の場合

お問い合わせ、申告書の提出は下記で受け付けております。

〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所 財政部 固定資産税課 事業所税担当 TEL 047-712-8666（直通）
--

郵送による申告で、控等の返送を希望される場合は、お手数ですが、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(2) インターネットによる電子申告の場合

市川市では、eLTAX(エルタックス：インターネットを利用した地方税の電子申告システム)による申告を受け付けております。申告の際には、簡単・便利なeLTAXをどうぞご利用ください。

サービスをご利用いただくには、所定の手続きが必要です。
詳しくは、eLTAX（社団法人 地方税電子化協議会）ホームページをご覧ください。
HPアドレス：<http://www.eltax.jp/>

減免の申請は、eLTAXではお取扱できません。書面での申告となりますのでご注意ください。

16. 納付場所

◎市川市役所内千葉銀行出張所
行徳支所内収納窓口

◎上記の他、下記金融機関の全国の本支店で納付できます。

千葉銀行	京葉銀行
みずほ銀行	東京ベイ信用金庫
三菱UFJ銀行	朝日信用金庫
三井住友銀行	東京東信用金庫
りそな銀行	小松川信用金庫
埼玉りそな銀行	中央労働金庫
千葉興業銀行	市川市農業協同組合
三菱UFJ信託銀行	